

議会基本条例特別委員会（第14回）要点録

- 1 日 時 平成23年5月23日(月)9:30～11:23
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子、
天野喜一郎（傍聴議員）、藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 齋藤重雄
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…11条3項の「法」を「地方自治法」に変更、5項の「日」を「日時」に変更、「の方法により」を削除、12条を「しなければならない」に簡略化、18条の「法」を「地方自治法」に変更、24条2項「調査」を「調査・報告」とする。
B委員…11条3項の「(昭和22年法律第67号)」は不要では。
事務局…条文のルールで、法を引用したとき1回目だけは書く決まりです。
委員長…説明のとおり変更する。
(了承)
委員長…以後、逐条解説の意見を検討されたい。
「政治倫理条例」の「前文」について。左が前回事務局案、右が委員からの意見を反映した改正案。前文は会津若松の条例を引用しており、井原の前文も似た内容である。
C委員…基本条例と同様に、前文で目的を明確にすべきと考えた。
D委員…不要と考えていたが、あってもよい。内容は会津若松のものが的を射ている。
I委員…同じ。
A委員…あってもよいが、他市と同じでよいのか。
B委員…他市と同じではいけない。趣旨はそのままで違う表現にすべき。
委員長…前文を入れることとする。
(了承)
委員長…意見を反映した案を次回協議する。
「目的」について。
D委員…改正案。
F委員…改正案。
I委員…改正案。
A委員…改正案。
C委員…改正案。
E委員…「清廉かつ公正で開かれた民主的な市政」を、分かりやすく「市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政」とする。
G委員…「主権者である」が不要。

A委員…議会基本条例前文に「主権者である」があるので要る。

I委員…E委員の言われる市民に求めるものについては、3条と併せて考えては。

委員長…「主権者である」は残し、E委員の意見は3条と併せて考える。

(了承)

委員長…「議員の責務」について。

F委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

G委員…「市民全体の代表者」は「目的」にあり、不要。

F委員…議員の意識を律していく意味で、あえて書いているのではないか。

委員長…事務局案とする。

(了承)

委員長…「市民の責務」について。

B委員…他市の条例にもあり、市民にも注意を促すべき、と考え提案した。

A委員…議員の倫理条例であり、市民への責務はなじまないのでは。

D委員…あってもよいが、「責務」でなく「役割」などの表現がよい。

E委員…「市民は主権者として自らも市政を担い・・・」がよい。

I委員…市民に議員の活動に関心を持ってもらうため、井原のような表現とし、「市民の役割」とする。

G委員…A委員と同じだが、あえて入れるなら、「役割」とする。

C委員…決めかねる。

委員長…「責務」は「役割」とする。

(了承)

委員長…内容は、意見を踏まえ、次回再協議する。

3条「市民の責務」の追加が決定すれば、「目的」は事務局案のままとする。

「政治倫理基準」について。

事務局…第6号はC委員の意見を反映し、その他は字句を整理しました。

C委員…素案に欠けている部分を(6)として追加した。

A委員…関係する法律を、どこかに入れる方がよい。

委員長…井原と三重県との条例には記載がある。

D委員…入れる。

I委員…入れる。

G委員…入れる。

B委員…入れる。

委員長…政治資金規正法、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律、地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法を4条1項に入れて、次回再

協議する。

1 項の（1）から（5）の内容について意見を。

F 委員…市民全体の「奉仕者」、「代表者」の違いはどうか。

I 委員…条例の趣旨に合わせ、使い分けているのではないか。

委員長…このような字句整理は、全体的な協議をする中で決めて行きたいと思うが、

1 項（1）の内容自体については事務局案でどうか。

（了承）

A 委員…1 項（2）「市民全体の利益のみを指針・・・」の表現が気になるが、内容はよい。

委員長…1 項（2）～（4）は事務局案とする。

（了承）

事務局…1 項（5）の括弧書きは、「政治資金規正法」の表現と同じものとなっていない。

I 委員…第 6 号の「地方公共団体」を基本条例に合わせて「地方自治体」に変更してはどうか。

委員長…1 項（5）は改正案とする。

（了承）

委員長…1 項（6）は基本条例に合わせ、「地方公共団体」を「地方自治体」に変更する。

（了承）

委員長…2 項については事務局案とする。

（了承）

委員長…「就業等の報告義務」について。C 委員の提案で追加したもの。

C 委員…この条文に当てはまる議員は届けるべきと考えて追加した。

委員長…第 2 号及び第 3 号については分かるが、報告だけを求めており、理解に苦しむ。

事務局…地方自治法 9 2 条の 2 に議員の兼業禁止に関する規定があり、これに違反すれば失職します。禁止する兼業に該当するか否かは議会自らが議決で決めることになります。

D 委員…あったほうがよい。表現は協議が必要。

E 委員…同じ。

F 委員…同じ。

I 委員…同じ。

A 委員…市長の倫理条例を参考として考えるべき。

事務局…「政治倫理の確立のための笠岡市長の資産等の公開に関する条例」の 4 条です。

E 委員…必要。

F 委員…必要。

A委員…必要。

G委員…必要。

I委員…必要。報告すれば、92条の2以外の兼業はできると理解すればよいか。

B委員…条文に、地方自治法92条の2のことを入れてはどうか。

委員長…自治法の定めを受けての報告義務とすれば分かりやすい。次回、協議したい。

「審査の請求」について。C委員案で2項を追加した。1項では5分の1、2項では5人以上。

C委員…「前条」が「条ずれ」を起こしているが、正しくは第4条のこと。1項が議員からの請求、これに対して2項は市民から請求を追加した。

F委員…井原は選挙権を有する市民の100分の1とあり、5人は少なすぎるのでは。

C委員…人数は協議を要すが、署名をするのは大変と考えると少人数とした。

A委員…自治基本条例の住民投票が50分の1。100か50分の1が適当。

委員長…意見を整理し、次回再協議したい。

「審査会の設置」について。

C委員…議員の身内だけでは公平性がないので有識者を入れた。また原則公開とした。

F委員…設置は必要。委員数等はさらに協議を要す。有識者を入れるのはよい。

I委員…有識者を入れるのはよい。審査結果のみ公開とすべき。

A委員…設置と有識者は当然。原則公開とすれば、場合によって非公開とできる。

C委員…同様に考え、案に「原則として」をつけた。

G委員…設置は必要。委員数等はさらに協議を要す。

B委員…どういう方面の有識者なのかを解説すべき。また原則公開とすべき。

A委員…審査方法について、全会一致、多数決のいずれかも決めるべき。

C委員…審査方法は次条「審査」の内容と考える。

F委員…会津若松では「審査会の会議」と別条を設けている。

委員長…会津若松の第15条を参考に「審査会の会議」を追加した案を示し、次回協議したい。

「審査」について。

C委員…「審査請求」の条での市民の追加に合わせ、「市民の代表者」を追加した。

委員長…「審査請求」の条の結果により変わるのでは、次回協議したい。

「審査結果の報告」について。

I委員…「公表」は要る。

A委員…要る。

G委員…要る。

B委員…「公表」は要る。また「公表」の方法を逐条解説に入れるべき。

委員長…次回、再度協議したい。

「措置」について。

E委員…改正案がよい。

F委員…改正案がよい。

I 委員…議員の弁明についても公表の規定が要る。

C 委員…措置に対する弁明についても公表の規定が要る，ということですね。

A 委員…懲罰に弁明があるのと同様に，本人が違うと言ったのに懲罰された場合の弁明も公表する必要があるのではないか。

委員長…次回，再度協議したい。

「守秘義務」について。

F 委員…審査会委員を辞めた後も秘密が守られるのか心配だ。罰則があってもよいのではないか。

I 委員…「守秘義務」は必要。辞めた後のことは検討を要す。

A 委員…同じ。

G 委員…同じ。

B 委員…「守秘義務」は必要。辞めた後の罰則まで決めるのは困難。

C 委員…同じ。

委員長…「委任」について。

E 委員…規則で定める市もあるようだ。

I 委員…事務局案。

A 委員…事務局案。

G 委員…事務局案。

C 委員…事務局案。

委員長…倫理条例と逐条解説について，会派へ持ち帰り，意見を30日までに事務局へ提出願う。その意見を整理し，次回協議したい。